

「長門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免、給与、勤務条件などの状況について、その概要を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況 (R5. 4. 2～R6. 4. 1)

区 分	試 験	選 考	そ の 他	計
一 般 行 政 職 等	33 人	0 人	0 人	33 人
消 防 吏 員	2 人	0 人	0 人	2 人
計	35 人	0 人	0 人	35 人

(2) 退職の状況 (令和5年度)

退 職 者 数	19 人
---------	------

(3) 再任用の状況 (R5. 4. 2～R6. 4. 1)

区 分	再 任 用	
		更 新
一 般 行 政 職	10 人	10 人
消 防 吏 員	0 人	0 人
計	10 人	10 人

*更新人数は内書き

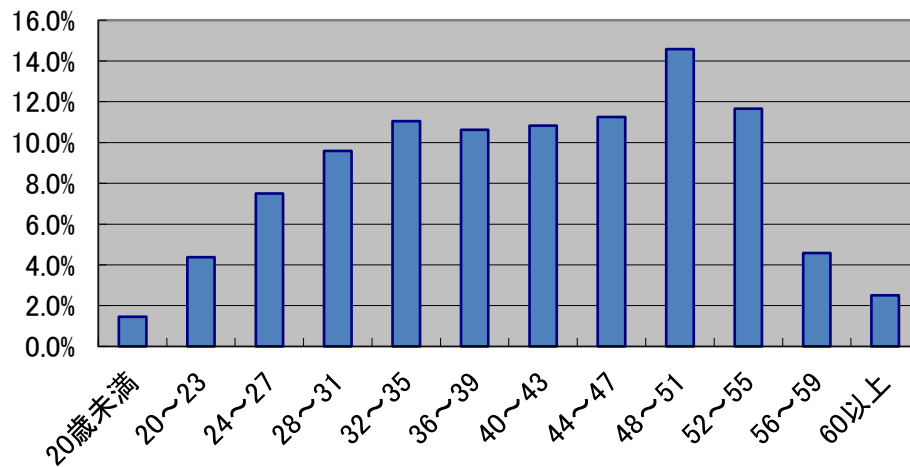
(4) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在：人)

部門 \ 区分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
一 般 行 政 政	議 会	4	4		
	総務企画	91	94	3	派遣職員の増
	税 務	20	19	▲1	欠員不補充による減
	民 生	81	93	12	子育て関連業務の強化による増
	衛 生	34	30	▲4	コロナ関連業務の見直しによる減
	農林水産	29	28	▲1	組織改編による減
	商 工	33	42	9	組織改編による増
	土 木	30	29	▲1	組織改編による減
	小 計	322	339	17	
行 特 政 別	教 育	32	26	▲6	組織改編による減
	消 防	67	68	1	欠員補充による増
	小 計	99	94	▲5	
業 公 営 等 企	水 道	14	14		
	下 水 道	13	15	2	上下水道業務の見直しによる増
	そ の 他	19	18	▲1	高齢者福祉業務の見直しによる減
	小 計	46	47	1	
合 計		467 [629]	480 [629]	13	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、休職者、派遣職員を含み、会計年度任用職員等の非常勤職員は除いています。[] 内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



人

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7	21	36	46	53	51	52	54	70	56	22	12	480

(5) 職員数の推移（毎年度4月1日現在：人）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
職員数	617	611	584	568	549	534	522	510	503	494
退職	8	39	29	34	28	28	26	21	25	28
採用	2	12	13	15	13	16	14	14	16	19
増減	▲6	▲27	▲16	▲19	▲15	▲13	▲12	▲7	▲9	▲9
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
職員数	485	483	476	466	457	453	456	469	467	480
退職	20	26	30	22	20	27	24	15	22	
採用	18	19	20	13	16	30	37	13	35	
増減	▲2	▲7	▲10	▲9	▲4	3	13	▲2	13	

2. 職員の人事評価の状況

全職員を対象に能力評価を、係長級以上の職員を対象に業績評価を実施しています。
能力評価については、平成 27 年度の評価結果から、翌年度の昇給への反映を行っています。

業績評価については、平成 30 年度の評価結果から、翌年度の 6 月期勤勉手当への反映を行っています。

3. 職員の競争試験及び選考の状況

採用試験実施状況（令和 5 年度）

試験職種		採用予定者数 (募集人員)	1 次試験 受験者数	採用者数
高卒程度	事務	5 人	12 人	4 人
	事務 (障害者対象)	0 人	0 人	0 人
	建築	1 人	1 人	0 人
	土木	1 人	1 人	1 人
	消防	1 人	2 人	2 人
短大卒程度	保育士	1 人	3 人	1 人
大卒程度	行政	6 人	8 人	5 人
	建築	1 人	0 人	0 人
	土木	1 人	1 人	1 人
	保健師	1 人	3 人	2 人
	社会福祉士	1 人	1 人	1 人
社会人	事務	9 人	33 人	10 人
	事務 (デジタル推進)	2 人	1 人	1 人
	建築	2 人	0 人	0 人
	土木	2 人	3 人	1 人
	保健師	2 人	0 人	0 人
	看護師	2 人	1 人	1 人
	保育士	2 人	2 人	1 人
	社会福祉士	2 人	3 人	3 人

4. 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口（5年度末）	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A
5 年度	30,725 人	21,466,025千円	1,136,437千円	4,107,055千円	19.1%

イ 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期 末 勤 勉 手 当	計 B	
6 年度	421人	1,626,781千円	265,050千円	663,923千円	2,555,754千円	6,070千円

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長門市	42.8歳	322,915円	366,155円	350,404円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長門市	55.2歳	333,800円	343,500円	333,800円
国	51.2歳	288,144円	—	330,553円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、平均給与月額はこれら全ての諸手当込みのもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、平均給与月額（国ベース）は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		長 門 市	
		初 任 給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	198,200円	203,800円
	高 校 卒	166,600円	172,300円
用 務 員	高 校 卒	164,000円	170,200円
	中 学 卒	151,200円	156,400円
消 防 士	大 学 卒	187,300円	203,800円
	高 校 卒	166,600円	177,600円

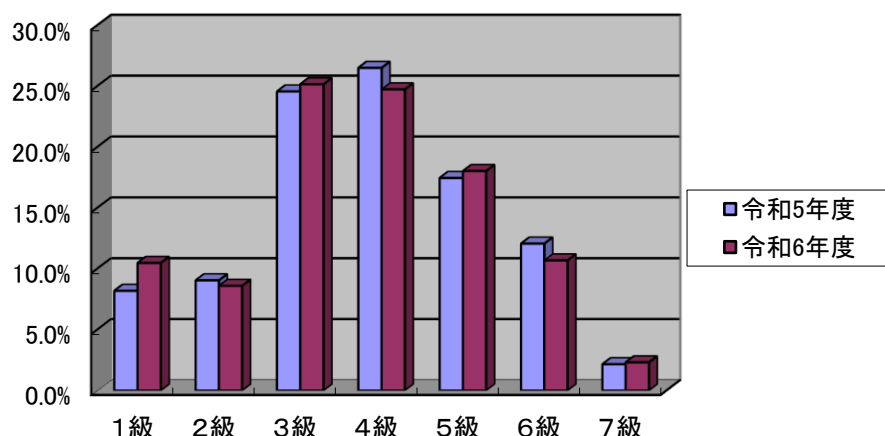
ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	258,700円	287,500円	335,400円
	高 校 卒	222,600円	258,700円	287,500円
用 務 員	高 校 卒	228,700円	248,700円	278,000円
	中 学 卒	205,200円	238,400円	268,300円
消 防 士	大 学 卒	258,700円	287,500円	335,400円
	高 校 卒	228,200円	263,600円	293,500円

(3) 級別職員数等の状況（令和6年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に 規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名等	人	人	%	段階
1級	定型的な業務を行う 職務	50	10.5	事務職員 技術職員 消防吏員 計	34 7 9 50	211	44.3	係員級
2級	高度の知識又は経験 を必要とする業務を 行う職務	41	8.6	事務職員 技術職員 消防吏員 計	32 5 4 41			
3級	主任主事及び主任の 職務	120	25.2	主任 主任主事 主任技師 消防吏員 計	32 45 10 33 120			
4級	係長の職務	118	24.7	係長 主査 出張所長 副園長 消防署係長級 計	1 102 5 4 6 118	118	24.7	係長級
5級	課長補佐の職務	86	18.0	課長補佐 技術補佐 園長 室長等 消防署課長補佐級 計	61 9 5 9 2 86	86	18.0	課長補佐級
6級	部次長及び課長の職 務	51	10.7	課長 主幹 支所長等 消防署課長級 計	26 12 7 6 51	51	10.7	課長級
7級	部長の職務	11	2.3	部長 消防長 局長 理事 計	7 1 2 1 11	11	2.3	部長級

(注) 長門市一般職の職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員の級別人数です。（準用により適用を受ける公営企業職員の人数を含む）



(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和5年度）

長 門 市	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,572千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.35）月分 （1.0）月分	同 左
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

長 門 市	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 26.3655 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算） 令和5年度 1人当たり平均支給額 11,980千円	同 左

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		4,846 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		68 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		13.3%	
手当の種類		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税及び国民健康保険料の徴収外勤手当	市税、国民健康保険料の徴収業務をする職員	1 督促、徴収業務 ① 1日につき3時間を超える場合 ② 現年度分を徴収した場合 ③ 滞納繰越分を徴収した場合 2 物件（不動産を除く）差押さえ業務 3 差押物件引揚げ業務 4 検税調査業務（1日3時間を超える場合）	1 日 200 円 1 件につき 50 円 1 件につき 100 円 1 戸につき 300 円 1 戸につき 400 円 1 日 200 円
税外収入徴収外勤手当	上記以外の徴収業務をする職員	住宅使用料、清掃手数料、保育料等の徴収業務（1日3時間を超える場合）	1 日 200 円
福祉主事訪問調査手当	訪問調査に従事する社会福祉主事	被保護世帯の訪問調査業務	月額 6,000 円
行旅死亡人収容手当	福祉事務所に勤務する職員	行旅死亡人の収容作業業務	1 件につき 5,000 円
感染症防疫作業手当		感染症防疫作業業務	1 日 500 円
家畜防疫作業手当		家畜防疫作業業務	1 日 500 円
犬猫死体処理手当	清掃業務従事手当を受けない職員	犬猫死体処理業務	1 日 300 円
清掃業務従事手当	清掃工場に勤務する職員 清掃工場以外に勤務する者	ごみ処理業務（4時間未満） 清掃業務	1 日 600 円 （300 円） 1 日 250 円
火葬業務従事手当	火葬業務を本務とする職員 上記以外の職員	火葬業務	月額 10,000 円 1 体 2,000 円
消防業務従事手当	緊急車両の機関員、救急業務に従事する職員 救急救命士 救急・救助隊員 はしご車搭乗隊員 消防署に勤務する交替制勤務者	災害現場及び救急業務 救急・救助業務 防災・救助活動業務 深夜（22時から5時）1時間以上の通信業務	1 回 130 円 1 回 510 円 1 回 240 円 1 回 500 円 1 回 410 円

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	42,357 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	172 千円

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (令和5年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令和5年度決算)
扶養手当	○配偶者及び父母等 6,500 円 ○子 10,000 円 ○満16歳の年度始めから満22歳の年度 末までの子1人につき 5,000 円加算	同じ		千円 54,096	円 277,415
住居手当	○借家 ・家賃27,000 円以下 家賃から16,000 円を控除した額 ・家賃27,000 円超 家賃から27,000 円を控除した額の2 分の1(17,000 円が限度)に11,000 円を 加算した額 ・最高限度額 28,000 円	同じ		千円 28,643	円 267,692
通勤手当	○交通機関 運賃(定期券)が55,000 円以下の場合 運賃相当額 ○交通用具 片道2km から60km 以上まで16 区分 (月額3,000 円～31,600 円)	異な る	○交通用具 国 2km から60km 以上13 区分 2,000 円～ 31,600 円	千円 28,975	円 101,667
管理職手 当	管理監督の地位にある職員に支給 部長44,250 円、部次長37,395 円、課 長33,240 円、主幹29,085 円、課長補佐 19,830 円	異な る	国 46,300 円 か ら130,300 円	千円 42,994	円 333,287
休日勤務 手当	祝日法による休日等、年末年始の休日等 において、正規の勤務時間に勤務した職 員に支給 時間単価の35%増の額支給	同じ		千円 12,108	円 242,160
宿日直手 当	宿日直勤務をした職員に支給 4,400 円	同じ		千円 —	円 —
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当を受ける職員が、臨時又は緊 急の必要により週休日等に勤務した場合、又災害への対処等のため平日の深夜 に勤務した場合に支給 部・課長6,000 円、課長補佐4,000 円 (6 時間超 150/100 を乗じた額) 平日深夜 部・課長3,000 円、課長補佐2,000 円	同じ		千円 1,504	円 18,568
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した 職員に支給 時間単価の25%を支給	同じ		千円 3,605	円 45,063
単身赴任 手当	月額30,000 円 交通距離に応じて8,000 円～70,000 円 を加算	同じ		千円 —	円 —

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年度）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市長	790,000 円 (R2. 1. 1～R5. 11. 26 632,000 円)
	副市長	630,000 円
	教育長	560,000 円
報 酬	議長	425,000 円
	副議長	360,000 円
	議員	320,000 円
期 末 手 当	市長 副市長 教育長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.35 月分
退 職 手 当	市長 副市長 教育長	(算定方式) (支給時期) 給料月額×在職月数×0.5 任期毎 給料月額×在職月数×0.3 任期毎 給料月額×在職月数×0.25 任期毎

5. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1 週 間 の 正 規 の 勤 務 時 間	1 日 の 正 規 の 勤 務 時 間	開 始 時 刻	終 了 時 刻	休 憩 時 間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 : 3 0	1 7 : 1 5	12:00～13:00

(注) 職務の特殊性または当該公署の必要等により、特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務時間については、任命権者が別に定めています。

(2) 一般職員の年次有給休暇の取得状況

令和5年 平均取得日数	12.0 日
-------------	--------

(3) 特別休暇等

区 分		付 与 日 数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める日又は時間
	証人、鑑定人として官公署等出頭	
	妊娠中の保健指導・健康診査	
	骨髄提供のための休暇	
	ボランティア休暇	5日の範囲内
	結婚	5日
	女性職員の生理休暇	1月2日を超えない範囲内
	育児時間（生後1年に達しない子）	1日2回、各45分以内
	産前・産後	予定日以前8週間（多児14週）目に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日まで
	妻の出産	2日の範囲内
	男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内
	子の看護のための休暇	5日の範囲内 （2人以上、10日の範囲内）
	短期介護休暇	5日の範囲内 （2人以上、10日の範囲内）
	忌引	父母7日、祖父母3日、 曾祖父母2日、配偶者10日、 子5日、兄弟姉妹・孫3日、 おじ・おば1日
	法要	父母・配偶者・子1日
	夏季休暇	4日の範囲内
病気休暇	リフレッシュ休暇	45歳・55歳 3日
	不妊治療のための休暇	5日の範囲内
医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間（公務による負傷・疾病180日、その他の疾病によるもの90日を超えることができない。）		

(4) 介護休暇の取得状況（令和5年度）

区 分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(5) 介護時間の取得状況（令和5年度）

区 分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

(6) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和５年度）

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	1 人	0 人
	1 人	2 人
女性職員	7 人	1 人
	7 人	9 人
計	8 人	2 人
	8 人	10 人

（注）上段は令和５年度に新たに取得した者、下段は令和元年度以前から令和５年度にかけて引き続いている者の数です。

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和５年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、職員の意に反して不利益な身分上の措置を講ずることを言います。

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0 人
心身の故障の場合	—	—	6 人	—	6 人
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0 人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0 人
条例で定める事由による場合	—	—	—	—	0 人
合 計	0 人	0 人	6 人	0 人	6 人

(2) 懲戒処分者数（令和５年度）

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持することを目的に、職員の義務違反に対する制裁として行う処分を言います。

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	—	1 人	—	—	1 人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	0 人
管理・監督者責任	—	—	—	—	0 人
合 計	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人

7. 職員の服務の状況

(1) 営利企業等従事制限にかかる許可の状況（令和5年度）

職員が営利企業等に従事しようとするときは、地方公務員法第38条に基づき、あらかじめ市長の許可を得なければならないとされています。

申請件数	承認件数	承認した主な内容
2	2	ライフセーバー
9	9	住宅・土地統計調査調査員
1	1	保護司

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日）に伴い、本市を退職し企業等に再就職した元職員（以下「再就職者」という。）による現職職員への働きかけの禁止等が新たに同法に規定されました。

本市では、再就職者による再就職状況の届出義務化などを規定した「長門市職員の退職管理に関する条例」を平成28年4月1日から施行し、退職管理のより一層の適正化に取り組んでいます。

令和5年4月1日から令和6年3月31日に管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるもの（長門市では課長職以上）に就いていた職員で退職し、再就職した者の状況は次の表のとおりです。

（令和6年12月1日現在）

課長職以上で退職した職員		5人
うち再就職者		0人
再就職先区分	市（嘱託等）	0人
	その他公的団体	0人
	営利団体	1人
	非営利団体	0人

9. 職員の研修の状況（令和5年度）

区 分	研 修 課 程	回数	延受講者数
長 門 市	・ 窓口研修 ・ コンプライアンス研修 ・ メンタルヘルス研修 等	4 5	9 5 9 人
山口県ひとづくり財団	・ 一般研修 ・ 専門研修 ・ 特別研修	3 3	1 1 0 人
派遣（実務）研修	・ 経済産業省 ・ 中国経済産業局 ・ 山口県デジタル政策課 ・ 下関市観光政策課 ・ 後期高齢者医療広域連合		1 人 1 人 1 人 1 人 1 人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の状況（令和5年度）

衛生委員会設置事業場数	1
同上委員会開催回数	2
衛生管理者数	1
産業医（非常勤）	1

(2) 健康診断の実施状況（令和5年度）

区 分	受 診 者 数
定期健康診断（法定）	5 9 7 人
がん検診（任意）	胃がん 3 5 人
	大腸がん 7 2 人
	肝炎 1 4 人
人間ドック（市町村共済組合）	1 7 8 人

（注）定期健康診断（法定）及び肝炎の受診者数には、会計年度任用職員を含みます。

(3) 福利厚生（令和5年度）

厚生事業（元気回復等）の内容	参加経費等
職員親睦大会	1,100 円

(4) 公務災害等の発生状況（令和5年度）

	公務災害	通勤災害	計
認定件数	4	1	5

（注）認定件数には、会計年度任用職員等を含みます。

1 1. 山口県市町公平委員会報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

措置要求件数	令和6年3月31日現在の状況		
0	取り下げ	打ち切り	勧告
	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和5年度）

不服申立件数	令和6年3月31日現在の状況		
0	結審済み	審理中	中断
	0	0	0